

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年9月3日(2020.9.3)

【公表番号】特表2018-537189(P2018-537189A)

【公表日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-049

【出願番号】特願2018-527966(P2018-527966)

【国際特許分類】

A 45 C 5/00 (2006.01)

A 45 C 13/00 (2006.01)

A 45 C 5/02 (2006.01)

【F I】

A 45 C 5/00 E

A 45 C 13/00 H

A 45 C 13/00 F

A 45 C 5/02 Q

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月22日(2020.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

物体、衣服、アクセサリ、本を搬送する容器(1)であって、

枠(11)と、

枠に接続されており、内側の収容容積を少なくとも部分的に区分し、硬質または半硬質の材料から作られている、少なくとも1個のシェル(2、10)と、
を有し、

前記シェルは、交換可能な態様で枠に接続されていることを特徴とする、
容器(1)。

【請求項2】

前記シェルを前記枠に交換可能な態様で接続するために、高速接続手段を有している、
請求項1に記載の容器(1)。

【請求項3】

前記高速接続手段は、受け入れ孔を備えているシェルの付属部分(2')と、前記孔の内側に挿入可能となるように枠(11)に属しているピボット(2")とを有している、
請求項2に記載の容器(1)。

【請求項4】

前記付属部分(2')は、しなやかで、スプリングバックを有するような態様である、
請求項3に記載の容器(1)。

【請求項5】

前記付属部分(2')は、シェルの基部に配置されている、請求項2から4のいずれか
1項に記載の容器(1)。

【請求項6】

前記枠は、概ね環状に形作られており、付属部分がピボット(2")の近傍になるまで
シェルが摺動可能なようにするシェル用の摺動ガイドを構成している、請求項2から5の

いずれか 1 項に記載の容器（1）。

【請求項 7】

前記高速接続手段は、シェル（101）に属している受け入れ孔（106）の内部に自体を挿入する少なくとも歯（105）を有している、請求項 2 に記載の容器（1）。

【請求項 8】

枠は、概ね環状に形作られており、前記シェルは、歯が歯自身を受け入れ孔内に挿入するまで自体を押すことによって、自体を前記環状要素内部に挿入する、請求項 7 に記載の容器（1）。

【請求項 9】

前記歯（105）は、直動可能な態様で組み立てられており、矢の形態に形作られていることが好ましい、請求項 7 または 8 に記載の容器（1）。

【請求項 10】

前記容器は、

スーツケース、

バックパック

から選択可能である、請求項 1 から 9 のいずれか 1 項に記載の容器（1）。

【請求項 11】

スーツケースの場合、引き出し可能 / 格納可能なアーム（4）が設けられており、スーツケースの一方の側に沿って枠に対して摺動するように位置し、格納位置にあるときには、前記枠の内部に隠れるようになるように配置される、請求項 1 から 10 のいずれか 1 項に記載の容器（1）。

【請求項 12】

前記アームは、アーム（4）の端部の位置の点でヒンジ接続されているハンドル（9）を備えている、請求項 11 に記載の容器（1）。

【請求項 13】

スーツケースは、本のよう開閉する態様で、スーツケースの基部で互いにヒンジ結合されている 2 個の半分から構成されている、請求項 10 から 12 のいずれか 1 項に記載の容器（1）。

【請求項 14】

シェルは、鋳型で加工可能な材料で作られる、請求項 1 から 13 のいずれか 1 項に記載の容器（1）。

【請求項 15】

スーツケースの場合、2 個の取り外し可能な対称なシェルが設けられる、請求項 1 から 14 のいずれか 1 項に記載の容器（1）。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【発明の名称】交換可能な外部ケースを備えている硬質の型式であることが好ましいスー
ツケース

【技術分野】

【0001】

本発明は、任意の形態または大きさの旅行用スーツケースまたはバックパックなどの容器の技術分野に一般に関する。

【0002】

特に、本発明は、より長持ちし、必要に応じて色及び / または装飾を修正できるように構成されている容器に関する。

【背景技術】

【0003】

旅行用スーツケースが古くから知られており、大きさは様々である。

【0004】

いわゆるトロリースーツケースには、簡単に運べるようにキャスターが備わっており、大きさが制限されている。それらの大きさは様々であって、通常、空港の規制に従っている。そのようなスーツケースには、手荷物として機内持ち込みができるように小さいものもあれば、より大きいものもある。

【0005】

スーツケースは、硬質のものと非硬質のものとに分けられる。硬質のスーツケースは、本のように開いて再び閉じることが可能で、プラスチック、炭素繊維、または同様な材料で作ることができる硬質の材料で構成されている外部のシェルによって構成されている。

【0006】

硬質のスーツケースの利点は、ケース内の中身を、それに衝撃や重量が作用した場合により良く保護することができることであり、それは、スーツケースが、たとえ他のスーツケースの重さによって押されたときでも、基本的にその元の形態を維持するからである。

【0007】

そのようなスーツケースは商業的により普及していることが多いのが常である。

【0008】

他の型式のスーツケースは、通常の織物で作られていてもよいが、上方から重量が作用した場合に変形することが多い。

【0009】

硬質のスーツケースに関する技術的な問題は、強力な衝撃や重さを受けると、織物のスーツケースよりももろいことが証明されていることである。旅行中、たとえば、航空機の胴体内にスーツケースが押し込まれるときに、スーツケースは、ほとんど注意を払われずに詰め込まれたり投げられたりすることが多いことは明らかである。その結果、到着時に、損傷していたり、ひっかき傷がついていたり、壊れていったりすることさえあるスーツケースを受け取ることになる。

【0010】

この種類の問題に対して、様々な解決策が提案されている。

【0011】

解決策が特許文献1に記載されており、外部の織物の張り生地が設けられている。

【0012】

この種類の解決策は、ひっかき傷から保護する機能を果たすことは証明されているものの、許容可能な保護を保証できないので、衝撃の場合には効果が低くなる。

【0013】

実際に、織物は、衝撃、自から切れること、衝突に対するどのような種類の保護も保証不能で、ひっかき傷に対する保護だけを保証する。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0014】****【特許文献1】英国特許第22533781号明細書****【発明の概要】****【発明が解決しようとする課題】****【0015】**

そのため、本発明の目的は、技術的な不便を解決する、物体、衣類、アクセサリ、書籍などの一般的な物体を運搬するための容器を提供することである。

【0016】

特に、衝撃及びひっかき傷に効果的に耐えるようになり、好みや必要に応じて交換可能でもある、一般に物体の運搬のための容器を提供することが本発明の目的である。

【課題を解決するための手段】

【0017】

これらの、そして他の目的は、したがって、枠1 1、1 0 2と、枠に接続されており、内側の収容容積を少なくとも部分的に区分し、硬質または半硬質の材料から作られている、少なくとも1個のシェル2、1 0、1 0 1と、を有する、物体、衣類、アクセサリ、本を搬送する本容器1によって得られる。

【0018】

本発明によれば、シェルは、交換可能な態様で枠に接続されている。

【0019】

したがって、硬質の容器は、胴体全体を構成する硬質または半硬質の材料で作られている1個または2個以上のシェルで構成されている。

【0020】

本発明によれば、そのような胴体（1個または2個以上）を構成しているシェルを、そのような種類の枠と明らかに互換性のある新しいシェルを接続できるように枠から取り外すことができる。

【0021】

このように、すべての前述の技術的な不便さが容易に解決される。

【0022】

特に、たとえば、容器が衝撃を受けてシェルが壊れた場合、素早くシェルを交換して、スーツケースなどの容器を、新品の状態に戻すことができる。

【0023】

さらに、このようにして、必要に応じて、実用的にそして素早く、多数の異なる容器を購入する必要なくデザインを変更することができる。

【0024】

たとえば、スーツケースの場合、スーツケースだけを買うだけでなく、色、材料、デザインも異なる互換性のあるシェル一式も買うことができる。個人の好みに従って、スーツケースの全体の態様を修正することによって、シェルを再三再四変化させることができる。

【0025】

例えば、色が異なるまたはデザインが異なる2個のシェルをスーツケースに取り付け、そのときの好みや希望に従って、スーツケースを色で創造的にすることができます。

【0026】

さらに、本発明による本容器の特徴と利点は、添付の図面を参照したいいくつかの実施形態に従った説明によってより明らかになるが、それに限定されない。

【図面の簡単な説明】**【0027】**

【図1】図1は、元のシェル2をいったん取り外し、半分のシェル1 0が移動可能な態様で取り付けられているスーツケースを模式的に示している。

【図2】図2は、本発明のスーツケースを側面図に示している。

【図3】図3は、本発明によるスーツケースの分解図描画を示している。

【図4】図4は、開いている構成のスーツケースの軸測投影図を示している。

【図5】図5は、閉じている構成のスーツケースの軸測投影図を示している。

【図6】図6は、シェルを挿入する段階の例を示している。

【図7】図7は、シェルを挿入する段階の例を示している。

【図8】図8は、シェルを挿入する段階の例を示している。

【図9】図9の断面は、シェルを固定するようにフラップをピボットに結合する段階を示している。

【図10】図10の断面は、シェルを固定するようにフラップをピボットに結合する段階を示している。

【図11】図11は、完了した結合を示している。

【図12】図12は、スーツケースを牽引するのに使用される伸縮自在のアームを示して

いるスーツケースの軸測投影図である。

【図13】図13は、伸縮自在のアームに取り付けられているハンドルを示している。

【図14】図14は、伸縮自在のアームに取り付けられているハンドルを示している。

【図15】図15は、伸縮自在のアームに取り付けられているハンドルを示している。

【図16】図16は、スーツケースの枠に取り付けられている伸縮自在のアームを示している。

【図16A】図16Aは、スーツケースの枠に取り付けられている伸縮自在のアームを示している。

【図17】図17は、異なるシェルが取り付けられている同じ旅行鞄を示している。

【図18】図18は、ショルダーバックパックに関する解決策の軸測投影図を示している。

【図19】図19は、スーツケースにも使用できるバックパックのシェル用の高速結合の解決策を示している。

【図20】図20は、スーツケースにも使用できるバックパックのシェル用の高速結合の解決策を示している。

【図21】図21は、スーツケースにも使用できるバックパックのシェル用の高速結合の解決策を示している。

【発明を実施するための形態】

【0028】

図1は、本発明の硬質のスーツケースの軸測投影図を示している。

【0029】

それ自体が背景技術において非常によく知られており、それによってスーツケースを容易に牽引できる引き出し可能／格納可能なハンドルを有することができる。

【0030】

さらに、ハンドルによってユーザが容易に牽引できるような態様で、スーツケースに車輪3を容易に設けることができる。

【0031】

車輪3はそれ自体、背景技術において非常によく知られており、本発明の特定の目的ではないことは明らかである。

【0032】

本発明の説明をさらに進めると、全体（一般的に2個のシェル）がスーツケースの胴体を構成し、スーツケース自体の収容容量を定めている外部シェルを交換可能な方法で取り付けることができる枠がスーツケースには設けられている。

【0033】

例えば、図1は、移動可能で新しいシェル10に交換可能なシェル2を概ね示している。これは、反対側のシェルにも当てはまることは明らかである。

【0034】

図2は、スーツケースの側面図を示しており、枠11の構造をよりよく示しており、左と右のシェル2は、交換可能な態様で接続されている。

【0035】

両方のシェルは、必要に応じて、取り外して、異なる色または材料及び異なる形状の他の互換性のあるシェルと交換することができる。

【0036】

背景技術によれば、枠は、車輪、ハンドルを固定し、2個の半分に開くことが可能なスーツケース自体を閉じるための全体の支持のために必要であって、この場合の移動可能な、または実際にどのような交換可能な締結においても、胴体の固定を支持するために必要なことは明らかである。

【0037】

このように、例えば、シェル2（一方だけ、または両方）が損傷した場合、それを交換して、スーツケースを実質的に新品にして、機能するようにすることができる。

【 0 0 3 8 】

また、色／材料、または形態すら異なるシェルを選択することによってスーツケースのデザインを容易に変更して、スーツケースを常に新品にすることができる。

【 0 0 3 9 】

図3の分解図描画は、そのような解決策を構造的に詳細に示している。

【 0 0 4 0 】

参照番号30及び30'は、ユーザがスーツケースを2個の異なる方法で持ち上げることができるようにするために、スーツケースの2個の側部に固定されている2つの共通のハンドルを示している。

【 0 0 4 1 】

ハンドルは、例えば、図3の部品7のように回転するように取り付けられている固定胴体に対して回転可能である。

【 0 0 4 2 】

そのようなハンドルは、背景技術においてそれ自体が周知であって、さらに検討はしない。

【 0 0 4 3 】

図3を常に参照して本発明の構造の説明をさらに進めると、シェル2が枠から取り外されていることが明確に示されている。そのようなシェルは、反対側のシェルと同様に、枠から取り外して、再度取り付けたり、他の同等なシェルに交換したりできるように枠に接続されている。

【 0 0 4 4 】

そのため、本発明によれば、従来のスーツケースの枠に接続される2個の従来のシェルが、ここでは、完全に取り外して同等のシェルに交換可能になっている。

【 0 0 4 5 】

枠は、旅行鞄の外側の形態に沿っていることが明らかで、ほぼ背景技術のようにシェルが取り付けられる正方形の枠組み11で構成されているが、シェルとの移動可能な結合ができるようにしている特徴を有している。

【 0 0 4 6 】

特に、枠は、2個の好ましくは対称の結合部分11'、11"に分割される。枠の各部分は、シェルが固定されるような枠組み11'、11"を構成している。本発明の枠組みは、シェルの縁を上から下に移動させる側部ガイドを構成している。

【 0 0 4 7 】

図6から図11の行程は、そのような解決策を構造的に、そして機能的に非常によく示している。

【 0 0 4 8 】

特に、図6に示しているように、シェルは、柔軟な材料の（たとえば、シェルと同じ材料でもよいが、柔軟でスプリングバックを有するようになる厚さを備えている）付属部分、例えば、フラップ2'をその基部に有している。

【 0 0 4 9 】

枠11によって構成されているガイドに対してシェルが挿入され摺動する一方で、付属部分は、枠と一体のピボット2"を乗り越え、付属部分に設けられている受け入れ孔に挿入可能になる。

【 0 0 5 0 】

図7及び図8は、挿入段階を軸測投影図に示している。

【 0 0 5 1 】

図9及び図10の断面は、そのような挿入段階を示しており、フラップに設けられている孔がピボットを内側に挿入するように、フラップはピボットを乗り越えている（図10を参照）。

【 0 0 5 2 】

取り外しのために、ユーザは、ピボットを孔から外してシェルの取り外しに進むように

、曲げることによって、フラップを手動で操作することができる。

【0053】

そのような解決策は、両方のシェルに対して枠の2個の半分上で使用される。

【0054】

シェルの他のロックシステムを使用してもよいことは明らかである。

【0055】

たとえば、付属部分を機械的な干渉によって座部内でロックしてもよい。

【0056】

付属部分／ピボットの解決策は、ユーザがフラップを意図的に操作する場合にだけ取り外されるシェルの完璧な保持を保証することが明らかである。そのため、偶然に外れる危険性はなく、そのような解決策は容易に実現できるようになる。

【0057】

図3にもよく示されているように、部品6は、枠11'、11'の2個の対称な半分を回転可能に互いに接続しているヒンジを示している。

【0058】

このように、図4にも示しているように、旅行鞄の2個の半分が本のように開かれ、それから再び閉じることができるように、一方を他方に対して開くことができるようになる。

【0059】

背景技術とは反対に、ヒンジは、スーツケースの側部ではなくその基部、車輪が配置されているちょうどその位置に存在し、開き方は図4に示されているようであり、開いている位置で車輪の対の一方が他方に向かっている。

【0060】

そのため、そのような開き方は、一般的な解決策の代替である。

【0061】

横に並んでいる少なくとも2個のヒンジ6が設けられるのが好ましい。

【0062】

本発明の構造の説明をさらに進め、図3も参照すると、部品9は、引き出し可能／格納可能なアーム4（つまり伸縮自在アーム）に接続されている牽引ハンドルを示している。

【0063】

たとえば図1に示しているアームのような、引き出し可能／格納可能なアームは、背景技術のように使用可能であるが、背景技術とは反対のアーム4は、側部に配置され、枠1の側部に沿って得られている座部に沿って移動する。

【0064】

図12は、引き出されており、枠の外周によって得られるある種の軌道に対して摺動して移動する構成のアームを示している。

【0065】

枠の2個の半分11'、11'は、それらの周囲に沿った摺動ダクトを構成しており、図5に示しているように、ハンドル9は、完全に格納されたときには、胴体と実質的な同じ高さに移動して枠のそのような2個の半分によって区画されている領域内にあって、見えない。このように、ハンドル9とハンドルが接続されているアーム自体が、何の支障もなく枠自体の内側に事実上隠れるので、邪魔を際だって減らすことができる。

【0066】

図16は、伸縮自在のアームの枠の一方の半分に対する格納と、その結果としての引き出し位置と格納位置との間の摺動をよく示している。図16Aは、参照番号40を付して摺動軌道を示している。

【0067】

背景技術による周知のロックを、アームの引き出しきストロークを制限するのに使用することができるるのは明らかである。

【0068】

図13から図15の行程に示しているように、ハンドル9は、使用者の都合のよい位置で必要に応じて回転できるように一点でヒンジ接続することが可能である。ハンドル9は、L形状であることが有利である。

【0069】

図17は、本発明によって、旅行鞄上で外部シェルが様々なモデルに交換されている説明のための例である。

【0070】

この例の場合、従来の型の引き出し可能なハンドルを備えているスーツケースを明確化のためだけに、そして非限定的に示している。

【0071】

前述の説明は、各容器に対して当てはまり、実際に同じ解決策はバックパックにも有効である。

【0072】

より詳細には、図18は、本発明のバックパックの分解図描画を示している。

【0073】

そのようなバックパックは、スーツケースのように、バックパックの輪郭の形状に沿った同様な環状要素の形態の枠102を有している。

【0074】

そのような環状の要素は、スーツケースの解決策のように、バックパックの硬質または半硬質のシェルを取り外し可能に保持しロックするのに必要である。

【0075】

この目的のために、図18は、参照番号101を付して、全長にわたってシェルの境界が環状の枠に接触するまで、自体を環状の枠の内部に挿入するシェルを示している。スーツケースの解決策とは反対に、この場合、シェルを枠に対して摺動させるのではなく、枠に固定されている移動ピボット105がシェルの受け入れ孔106の内部に挿入可能になるようにシェルを押すことによって挿入は発生する。

【0076】

そのような解決策は、図19から図21の拡大図により詳細に説明されている。

【0077】

図19は、枠を構成している環状要素にシェルを結合しなければならない時のピボット105を示している。図20は、発生した結合を示している。ピボットは、3角形つまり矢の形態に形作られており、ピボットが完全に挿入されながら一度反発して反対側に移動して自体をロックするまで、シェルが移動してピボットが孔の内部に挿入されている時に、その横断方向の直動を可能にする傾斜した側部を有している。実際に、そのようなピボットを、右側いっぱいに直動している図19の位置に保持するばねが備わっている。傾斜している側部のおかげで、孔106の内側へ徐々に挿入されながら、ピボットは左に直動し、孔をいったん横切ると、ばね（または一般的な他の弾性要素）の作動のおかげで図19の位置に戻り、自体をしっかりとロックする。

【0078】

ユーザは、シェルを取り外すために手動で、したがって、ばね（または一般的な弾性要素）の力にうち勝って、ピボットを左に移動させなければならない。

【0079】

図21は、2個の対称なピボット及び2個の受け入れ孔を備えている解決策を示している。

【0080】

要求があれば、そのような解決策は、スーツケース、好ましくは小さいサイズのスーツケースにも適合可能である。

【0081】

スーツケースおよびバックパックの両方、または他の一般的な容器の構成において、シェルまたは半分のシェルは、例えばプラスチック、炭素繊維、PVC、ポリプロピレン、

A B S、ポリカーボネート、および同様な材料などの硬質の材料で作られており、型の中で鋳造または形作られることが好ましい。

【0082】

さらに、シェルのそのようなサイズは、全体の収容容積のほぼ対称な半分を一般に区分する（たとえば、スーツケースの2個のシェルまたはバックパックのシェルのように）。

【0083】

さらに、そのようなシェルは、例えばゴムなどの半硬質の材料でも実現されるかもしれない。その結果、高い柔軟性と衝撃吸収性の両方を有することになる。

【0084】

その代わりに、織物は除外されるが、それは衝撃から保護できないからである。

【0085】

本発明において、硬質または半硬質の材料は、スーツケースを覆うことになり、そのため旅行鞄の半分（または旅行鞄全体）の形状を維持する半分のスーツケース（または旅行鞄全体）の形状及びスーツケースに取り付けられない覆いの形状が得られるように、たとえば、金型における成形材料を有している。

【0086】

その意味で、織物は、硬質または半硬質の材料とは考えられない。

【0087】

しかし、旅行鞄の構成をさらに変えるために、前述の硬質または半硬質の材料の、しかし、デニムの織物などの織物で外部が覆われているシェルを設けることができる。そのような解決策は、すべての前述の構成に有効である。

【0088】

半分のシェルに結合可能な態様で配置されているスーツケース販売及び、必要に応じて交換するために、そのようなスーツケース用の1個または2個以上の取り換え可能な半分のシェルの別個の販売を決定することができる的是明らかである。

【0089】

前述の記述全体は、物体、衣類、アクセサリ、本を搬送するための任意の個人用容器に有効である。

【0090】

そのため、その意味で、本発明は、単なるスーツケース（トロリースーツケースを含むあらゆる種類のスーツケースを意味する）だけではなく、バッグ、バックパック、ポーチ、および個人が使用し、ユーザが運搬する容器にも限定されていない。